令和6年度県産品海外販売支援事業 (スイス) 業務委託仕様書

1 事業目的(概要)

経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中で、海外の旺盛な需要を県内 に取り込むことは極めて重要となっている。

当該事業は、国民一人当たりの GDP が世界で第 4 位のスイスにおいて、商品開発コンサルティングを行うとともに、試験販売の実施により現地消費者の反応を調査・フィードバックすることでマーケットイン型の商品開発を支援し、本県中小企業等による県産品の販路開拓に資することを目的とする。

2 事業内容及び実施方法

(1) 委託者及び支援対象事業者との総合調整

受託者は、当該事業によりスイスでの販路開拓を目指す県内中小企業等(以下「支援対象事業者」という。)の取組状況を踏まえ、支援対象事業者及び(3)に記載する試験販売の実施店舗に対する事業説明、輸出に伴う諸手続等に係る情報提供、販路開拓に係る提案等、総合調整を実施するものとする。

(2) 本事業で支援する商品の分析・選定にかかる助言

受託者は、県が当該事業により支援する商品(以下「支援商品」という。)を選定するにあたり、現地の嗜好や輸入規制等の観点から、助言を行うものとする。支援商品の選定は30商品程度とする。

(3) 現地日本食販売店における試験販売の実施

受託者は、スイスへの支援商品の継続的な輸出を目指し、現地の日本食販売店において、 現地ニーズや商品の改良点等を把握するため、試験販売を実施する。受託者は試験販売の実 施にあたり、支援商品が継続した取引に繋がるよう以下に示す事項に取り組むこととし、ま た、試験販売の期間は4週間程度とする。

ア 広告宣伝による消費者へのPR

- ・店頭ポップ等の作成
- ・商品説明チラシ等の作成
- ・SNS等を活用したPRの実施
- 試験販売実施店舗における販売員を活用した販売促進

イ 継続取引に向けた営業活動

・試験販売実施店舗における支援商品の継続取引実現に向けた営業活動

(4) 支援商品の販売活動促進等に資する取組

受託者は、上記(3)の他に、一定の集客が見込まれるイベントの活用など、現地における支援商品の販売促進や認知度向上に資する取組を積極的に実施するものとする。

(5) 試験販売等を通じた現地反応等のフィードバック

受託者は、(3)の試験販売等を通じた消費者の反応や実施店舗への営業活動結果等を支援対象事業者に書面及び面談(オンライン実施でも可)にてフィードバックし、マーケットイン型の商品開発など現地での販路開拓に向けた助言を行うものとする。

(6) 商品の輸送

上記(3)の試験販売等の開催に向けた商品輸送については、通常の商取引における輸送を原則 とし、商品の保管条件等を考慮の上、受託者は輸送にかかる支援対象事業者、輸送事業者、試 験販売の実施店舗間等の調整を行うものとする。

3 その他

(1) 業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書(上記事業を記録した写真、動画や作成した資料、また、試験 販売実施店舗から得た販売実績のデータを含む。)を2部提出すること。

ア 提出期限

事業終了後14日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

(2) 新型感染症等の影響による事業内容の見直し

受託者は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする世界的な社会情勢の影響により、当該事業の内容について見直しが必要となった場合、当該事業を実施した場合と同等の効果が期待できる代替案を県に提案のうえ、調整するものとする。また、上記で定める各業務が実施できない場合、県と調整のうえ、該当する業務を中止するものとする。

使用可能な経費

費目	内容
人件費	①事業に要する人員確保に伴う給料及び各種手当等 ②その他事業に要する人員確保に伴う経費
報償費	事業に要する報償費
旅費	事業に要する旅費
事務費	①事業に要する書類作成費 ②事業に要する会議費 ③事業に要する通信運搬費 ④事業に要する消耗品費 ⑤事業に要する光熱水費 ⑥事業に要する公租公課 ⑦事業に要する検査費用 ⑧その他事業に要する事務的経費及び雑費
使用料及び 賃借料	事業に要する会場等の使用料及び賃借料
委託費	事業に要する再委託を実施するための費用
一般管理費	(人件費+報償費+旅費+事務費+使用料及び賃借料+委託費)×10%以内
消費税	(人件費+報償費+旅費+事務費+使用料及び賃借料+委託費+一般管理 費)×10%